

# 商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(令和4年1月29日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（単利型）ネットバンク専用						
ご利用いただける方	・個人のみ						
期間	・定型方式 1年、2年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のみの取扱いとなります。						
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位						
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。						
利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・当初預入時の金利はJAネット銀行の定期貯金預入画面にてご確認ください。</li> <li>・自動継続時の金利は窓口および当JAのホームページに掲載しています。</li> </ul>						
手数料	一						
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・継続方式が「元金継続」以外で預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。</li> <li>・マル優の取扱いはできません。</li> <li>・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJA銀行アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。</li> </ul>						
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。           <table> <tr> <td>① 6か月末満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> </li> <li>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</li> </ul>	① 6か月末満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%	③ 1年以上2年未満	約定利率×70%
① 6か月末満	解約日における普通貯金利率						
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%						
③ 1年以上2年未満	約定利率×70%						

貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aセレサ川崎

令和4年11月改正版